

## 学校法人会計基準の在り方に関する検討会 (令和6年8月8日開催)における主な意見

(下線は、資料1において反映させている部分)

### 【総論】

- ① 「今般作成が求められるセグメント情報は、学校法人経営者にとっても、経営判断や資源配分を行うに際し有益な情報であり、経営管理の目的としても有用性のあるものとなることが期待されている」(たたき台3頁)について削除する。あるいは、「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」(たたき台3頁)の「財務諸表の利用者に有用な情報を提供することを目的として作成するものである」という書きぶりであればよい。
- ② 「<参考> 資金収支内訳表とセグメント情報の整理」(たたき台3頁)の「科目ごとの詳細を把握できるため、経営戦略や資源配分に有用」について削除する。

### 【人件費】

- ③ 「(3)複数セグメントの業務を兼務する教職員の人件費の扱い」(たたき台11頁)について、勤務実態基準により時間で把握するのはコストが非常にかかるため削除する。(←第5回WG(ヒアリング)にて、発令基準を用いた計上基準について提案あり)
- ④ 人件費について、勤務時間等の算定は非常に困難である。国公立大学が行っているからといって学校法人ができるわけではない。教員の中には裁量労働制を導入しているところもあり、このような配分は困難であるから改めてほしい。

### 【共通経費】

- ⑤ 私立学校振興助成法における経費の配分基準とセグメント情報の配分基準はある程度フィックスするようなものを目指してもらいたい。
- ⑥ 管理経費について、職員数で割るというのに違和感がある。

### 【学校法人部門】

- ⑦ 「学校法人部門」は収入のないのが大半。収入がないのに経費については各部門に配布されずに「学校法人部門」に計上されるのを見直す必要があるのではないか。

「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について（通知）」（文管企第250号 昭和55年11月4日文部省管理局長通知）の「学校法人部門」の定義ア～ケ改正を検討してもらいたい。

- ⑧ 準学校法人は、これまで「学校法人部門」という概念はない中で計算書類を作成していたので、今後「学校法人部門」をセグメントとして分ける必要があるのか、それとも従前どおり「学校法人部門」を分ける必要がないのか。
- ⑨ 資金運用による運用収益、調達コストについて「学校法人部門」に計上されるのか。

### 【準備期間・猶予期間】

- ⑩ 準備期間について、2～3年程度の猶予期間がほしい。
- ⑪ 準学校法人は、これまで公認会計士による監査を行っていない法人が多いことから、セグメントの配分基準を適用するにしても公認会計士とすり合わせる期間の猶予がほしい。その上で、一斉にスタートできるようにしてほしい。
- ⑫ 例外の猶予の期間について、例外を認めると、認証評価における会計情報の分析をどうすべきか非常に困るので、一斉に実施すべき。

### 【その他】

- ⑬ 配分基準が補助金とセグメント情報と2つあることにより、事務的な処理の負担が明らかに増えることを危惧している。
- ⑭ 学校法人は、様々な規模や設置学校がある。すべてに合わせるのは非常に困難だろうが、そのことを踏まえた議論をワーキンググループでもしっかりしていただきたい。
- ⑮ セグメント情報が経済的な部分の表示に十分応えられるようなものになるのか疑問。配分基準が補助金とセグメント情報と2つあることにより、事務的な処理の負担が明らかに増えることを危惧している。
- ⑯ 補助金との関係について、今後、私学助成を申請するには、二重に作らなければいけないというのにびっくりしている。

（⑮⑯に対しては「結果としては内訳表と同じ結果になることも十分考えられるようになっており、必ずしも二重の計算を走らせなければならないものではない」「二重に基準になるという前提にしない方がよい。ダブルスタンダードはあり得ないという方向で議論してきた。内訳表の配分基準を検証しなおしたら経済実態にそこそこ合っているのがほとんどだった。人件費については発令基準では経済実態に近づけるために検討が必要ということになった」との説明あり）